

夏期セーフティ活動の強化

夏、真っ盛り。水遊びや登山等をされる方は、次のことに注意して事故を防ぎ、安全で快適な夏を過ごしてください。



○水辺では

最近、水辺でのレジャーが多様化し、遊泳中だけでなく、河川でのバーベキューやアユ釣りなどでも水難事故が発生しています。事故を防ぐため、「十分な準備運動をする」「適宜休憩をする」「疲れているときや飲酒したときは水に入らない」などのことを守りましょう。

特に、子どもを連れているときは、絶対に子どもから目を離さないでください。

○プレジャーボートでは

安全で快適な湖上レジャーを楽しむため、「酒に酔って操縦しない」「乗船者全員救命胴衣着用を厳守」「強風注意報等が発令されているときは出航しない」「携帯電話などの連絡手段を携帯する」「出航前に点検する」などのことを守ってください。

また、琵琶湖では、「琵琶湖水上オートバイ安全講習」を受講しないと水上オートバイを操船することはできません。平成17年から有効期限が5年となり、以前に受講された方も、受講後5年が経過すれば再び受講する必要があります。詳しくは、滋賀県水上安全協会(☎077-521-5726)へお尋ねください。

安全・安心の



地域づくり

○登山では

山の遭難では、体力、技術に見合わないルートを選定、地図やコンパスの不携帯、登山届の未提出といったケースがあります。安全で責任ある登山をするため、「登山届等を提出する」「家族に登山コース、日程等を必ず伝えておく」「単独登山は行わず、知識、経験豊富な人と同行する」「悪天候時は中止する」「携帯電話などの通信手段を確保し、予備バッテリーを携帯する」ことなどを守ってください。

◆「インターネット登山届」7月1日開設

山岳遭難の防止を図るため、県内の山に入山する登山者の方を対象に、インターネット登山届を滋賀県警察のホームページ内に開設しました。「インターネット登山届」をクリックすると、入力画面が現れ、入力いただくと、登山届がインターネットで提出できます。

★高島市内の交通事故発生状況

●発生状況(累計)

(平成20年5月末現在)

	今年	昨年(同時期)	増減
人身事故発生件数	128件	98件	30件
死者数	2人	1人	1人
傷者数	172人	146人	26人
県内の交通事故死者数	31人	31人	0人

●交通事故の特徴

事故の形態	発生場所
追突 30件 (23.4%)	マキノ 17
出合頭 34件 (26.6%)	今津 28
	朽木 4
	安曇川 30
	高島 12
	新旭 37

高齢者(65歳以上)
51件 (39.8%)

駅前や繁華街の路上で、呼び止められたことはありませんか? 街頭などでアンケートと称して声をかけて、エステや化粧品などを契約させる手口です。また、「抽選に当たったので賞品を取りに来てください」「特別モニターに選ばれました」などと電話で呼び出し、高額なDVDや絵画、会員権を契約させる手口もあります。中でも、特に悪質なものがデート商法です。電話などでアンケートの依頼をしてきて「気が合うから会って話したい」と呼び出すのが典型的ですが、最近では間違いメールを装ってメル友になり、何度かメールのやりとりをして仲良くなった後で呼び出し、高額なアクセサリーや洋服の契約を迫ります。異性間の感情を利用し、断りにくい状況で勧誘するものです。これらの被害者の多くが20歳代の若者です。絶対に付いて行かないこと、呼び出しに応じないことが大切です。

☎市民課 市民相談室
(20)8125



相談窓口から
ほい! ミッコ
20歳代の若者が
ターゲットに

119番 消防です+

熱中症にご注意を!!

夏本番を迎えるにあたり、日差しの強い日が続きます。

このような時期には、『熱中症』に充分注意してください。

熱中症とは、炎天下あるいは高温、多湿の屋内等での運動中(運動後)や作業中(作業後)に発生する急性の熱性障害のことを言います。

熱中症には、体温上昇を伴わない日射病・熱けいれん、体温上昇を伴う熱疲労・熱射病があります。大量の発汗、めまいや頭痛、ひどい時には、意識障害も見られます。

熱中症の予防策として、日差しの強い日の外出は、直射日光等を避け、適度な水分補給と休憩を取りながら過ごしてください。

もし、熱中症を起こしたら、意識がある場合は、日陰など涼しい場所に移動させ、スポーツドリンクなど水分補給を行ってください。また、意識障害などの異常が見られるときは、首筋や脇の下、足の付け根を冷却し、迷わず119番通報してください。



5月の 火災・救急・救助 件数

()内は年累計

▼火災

建物火災/2 (5) 車両火災/0 (0)
林野火災/0 (0) その他火災/2 (4)

▼救急

交通事故/25 (120) 一般負傷/27 (136)
急病/120 (630) その他/33 (139)

▼救助

火災/2 (3) 交通事故/1 (8)
水難事故/0 (1) その他/2 (4)

(注)【救急】その他=火災+労働災害+運動競技+加害+自損行為+転院搬送等

備えて 守る

ハザードマップの活用術!

ハザードマップの活用術第1回目は土砂災害への対応です。

土砂災害の被害を軽減するには土砂災害の前兆、警戒および避難等とすべき行動について事前に理解しておく必要があります。普段から雨、地震、異常現象等について十分注意して万全の対策を講じることが大切です。

市の地震ハザードマップに土砂災害危険箇所が表示されています。区域に土砂災害危険箇所がある自治会・区の防災マップは工夫が必要です。

①市の地震ハザードマップを見て土砂災害危険箇所がある自治会・区は縮尺の大きな区域の地図を用意します(地図は総合防災課にご相談ください)。

②土砂災害ハザードマップを住民の皆さんで囲み協働して防災マップを作ります。

③過去の災害時にどんなことが地域に起こったのか「先祖からの言い伝え」や過去の災害場所などを住民の皆さんで話し合いながらマップ上に記入していきます。

④次に土砂災害から安全を確保するための避難所、集合場所、避難路、防災行政無線拡声子局(ラッパ)、防災倉庫(救出救助資機材)、消防団詰所そして災害時要援護者のお家等を記入していきます。完成したらシミュレーションをしてみましょう。

防災マップの一例

